貝塚市文化財調査報告1974－1

清児隧道遺跡発掘調査報告

1975.3

清児隧道遺跡調査会

はしがき

近年、本市においても、文化財に対する認識が急速に高まりつつあり、有形・無形を問わず、その記録・保存・保護について全市民的に考えられてまいっております。本教育委員会といたしましても、積極的にこのことに取組みつつあるところであります。

ここに報告する清児隧道遺跡は、水間電気鉄道株式会社の計画する宅地造成に伴い、その用地内に所在する遺跡について発掘調査したもので、祖先の農業用水確保への苦労と知慧にあらためて感謝するとともに、その掘削のために犠牲となられた人たちの冥福を心からお祈りするものであります。

この発掘調査にあたり、大阪府教育委員会のご指導と、本市文化財委員の各位の積極的なご協力をいただき、また水間電気鉄道株式会社が文化財についての深い理解を示されたこと、さらには発掘調査の困難な仕事を献身的に進めてくださった人たちの文化財への熱情とご努力につきまして、厚く感謝の意を表します。

今後とも文化財の保護とその活用についていっそう努力する所存でありますので、市民各位のご協力をお願いいたします。

清児隧道遺跡調査会

理事長　小　川　研　二

例　　言

1. 本報告書は、清児隧道遺跡調査会が、水間電気鉄道株式会社の委託を受けて実施した貝塚市清児町に所在する清児隧道遺跡の発掘調査報告書である。
2. 調査は貝塚市文化財調査員、調査部長南川孝司氏、調査員福西正幸氏を担当者とし、元興寺仏教民俗資料研究所考古学研究室の岡本一士氏、兼康保明氏の援助を頂いた。
3. 現地の調査は昭和４９年６月２０日着手し、7月２８日終了した。
4. 本調査報告作成の聞き取り調査にあたっては件番水利組合委員、桝谷恭吉、佃七雄、西出良太郎、古川義一、麻生郷水利組合委員、中塚栄三郎、木島水利組合委員、木楽寛一、藪内末吉の各氏をわずらわした厚く感謝の意を表わす。
5. 本調査報告書の執筆については、第１章を福西正幸氏、第４章を兼康保明氏が担当し、他の各章は南川孝司氏があたった。
6. 本調査報告書の図版の作成には、兼康保明、岡本一士の両氏、写真撮影には渡辺慎次郎氏があたった。
7. 本調査にあたっては、写真、実測図等の記録を作成すると共にカラースライドを作成した。広く利用される事を望む次第である。

清児隧道遺跡発掘調査報告書

目　　次

はしがき ―――― 清児隧道調査会理事長

例　　言 …… 2

第1章　調査にいたる経過 …… 4

第2章　遺跡の位置と環境 …… 4

第3章　調査日誌抄 …… 5

第4章　遺　　構 …… 6

(1)　隧道の規模と構造 …… 6

(2)　隧道建設の時期 …… 7

(3)　きつねぼり …… 7

第5章　遺　　物 …… 8

第6章　件番用水 …… 8

(1)　近木川流域の灌漑用水 …… 8

(2)　件番用水の成立と構成 …… 9

(3)　用水施設と配分 …… 10

(4)　件番用水の組織と費用 …… 12

(5)　年中行事 …… 13

第１章　調査にいたる経過

水間電気鉄道株式会社より大阪府教育委員会に対して、新たに計画する名越、清児両町にまたがる宅地造成について用地内の埋蔵文化財の分布調査の依頼があった。用地は貝塚市清児町及び名越町にまたがる地域で内に田畑、山林等を含むものである。用地内には周知の遺跡である高井天神廃寺跡と高井城址の復合遺跡があり、分布調査に於いて新たに用水隧道跡の存在が明らかになった。大阪府教育委員会文化財保護課は水間電気鉄道株式会社と遺跡の取り扱いについて協議をもち、高井天神廃寺跡及び高井城址は公園用地として保存し用水隧道跡は調査を実施する事になった。清児隧道遺跡調査会の発足と共に水間電気鉄道株式会社より事業が委託され、調査は昭和４９年６月２０日着し、昭和４９年７月２８日現地調査を終了した。

第２章　遺跡の位置と環境

清児隧道遺跡は貝塚市の中央を東西に貫通する近木川のほぼ中流北岸の清児町に位置する。即ち、水間電鉄の清児駅から南方の清児共同墓地より近木川件番井堰に向かうと河岸段丘の雑木林の中に設けられている。同遺跡の位置する清児町は、倭名類聚抄に記載される和泉郡木島郷の地域であり、中世の木島庄である。隣接する石才及び近木川南岸の地は日根郡近義郷の地域であり、中世の高野山領として知られる近木庄である。同遺跡の北方に位置する海岸寺山及び、その一帯の地域は縄文晩期から中世に至る多くの遺跡が所在する。同遺跡の東方約３００ｍの地点には復合遺跡として周知の高井天神廃寺（平安末期）、高井城址（戦国時代）があり、近木川南岸には河池遺跡（弥生時代）や高井城址と共に根来寺衆によって設けられた千石堀城址、積善寺城址があり、貝塚市の古代、中世史を解くに充分な文化財が散在しているのである。

第３章　調査日誌抄

６月２０日（晴）

現状写真撮影。午後より天井上部の土砂除去を始める。

６月２１日（曇のち雨）

天井上部の土砂除去を完了。天井板石の両肩には、ジャリ石が一面に敷き詰められていた。午後から雨になり、作業中止する。

６月２２日（晴）

午前中土砂の運搬作業を行なう。午後から隧道内の平面掘り下げを行なう。

６月２３日（曇のち雨）

隧道内の平面掘り下げを進め底部を確認する。隧道に続く井水路の発掘にかかる。

午後から雨になり作業中止する。

６月２４日（晴）

天井上部の清掃を行ない実測にかかる。隧道内底部の検出を行なう。井水路の出口確認のため隧道より１５ｍ地点でトレンチを入る。井水路の発掘を進める。井水路内の両側は玉石によって石垣が積まれその基礎に松の原木が使用されていた。

６月２５日（晴）

隧道内の排水作業、石垣の清掃を行ない石垣の実測にかかる。井水路の出口確認のためトレンチを入たが現井水路の新設時に一部破壊されており表土下２６cmの所で右側の玉石積みの石垣を確認する。

清掃後写真撮影完了

６月２６日（曇のち雨）

隧道内の排水作業を行ない石垣の実測を行なうが雨になり中止する。

６月２７日（雨）

〜　　この間種々の事情により作業を中断する。

７月２６日（晴）

排水作業を行なう。

７月２７日（晴）

石垣の実測完了

７月２８日（晴）

写真撮影を行ない調査完了。

第4章　遺　構

(1)　隧道の規模と構造

調査を実施した地点において、水路の外形的な様相は3つに分けることができる。

まず調査地域内の上流にあたる部分では、地山の粘土層に高さ約1.85m、幅約0.9mの通称「きつねぼり」と呼ばれているトンネルを利用した水路が水源まで掘られている。「きつねぼり」の正面外形は縦長で、天井部は丸味をもったドーム形である。また壁面には、トンネルを掘り抜く際に使用した工具の刃の跡が各所に残っている。

「きつねぼり」の出口にあたる部分から、水路の底面がこれまでよりも約15.0cm程急に深くなる。この部分より下流は、まず地山の粘土層の掘り割り部分が約0.8m程続く。さらにその先約3.5mの間は、水路の両側面に割石を積みあげて石垣を築き、その上に5枚の天井石を横に並べて覆った暗渠になっている。暗渠の高さは約2.0m、幅は底面で約0.8m、天井部で約1.3m。天井石は縦約0.5m、横約1.85m、厚さ約13.0cmを測る。暗渠の正面外形は「きつねぼり」と同じく縦長であるが、水路底面の幅が天井部の幅と比較して狭いために擂鉢状を呈している。石垣に使用されている石は、方形をした花崗岩の割石がとりわけ多く使われており、それらの中には石の稜線部分に楔を打ち込むために彫った長方形の穴の跡が残っているものも見られる石垣の積み方は、割石の面を互いに組み合わせて積みあげ、石垣の最上部は割石の空白部分に小さな石を詰めて頂部を平坦にしている。石垣の表面は概ね平坦で、傾斜は直線的でくぼみはない。また天井石の上面における観察によれば、石垣より約0.4～0.8m程の幅で礫混りの土が帯状に認められる。この部分の土は周囲の土と比較して明らかに異質な様相を呈しており、帯状の部分は石垣を積みあげる際の掘方と考えられ、礫は石垣

の裏込めに使用されたものであろう。暗渠両側面の東側の部分では掘方は地山の粘土層を切り込んで掘られている。暗渠の設けられた部分は、ちようど斜面の傾斜変換線上にあたる。

暗渠の出口より下流は平坦地に溝を掘っただけの簡単な水路で、水路幅約0.85m、深さ約1.0～1.25mを測り天井石はない。ただ水路の両側面は、こぶし大の河原石を積みあげて石垣を築いている。石垣の積み方は暗渠部分の石垣とほとんど違いはないが、ここでは石垣の基礎部分に丸太を横たえ丸木杭を打ち込んであった。この工事方法は、今日でもまだ実施されている工法である。

(2) 隧道建設の時期

清児隧道が建設された時期は、まだ十分な文献資料が発見されていないため正確なことはわかっていない。ただ地元に残されている断片的な記録や伝承などから推定して、おそらく江戸時代から明治時代に建設されたものであろうと言われている。調査した遺構から時期を推定すれば、天井石に火薬を使用して岩を破砕した痕跡が残っていることから、たとえ江戸時代のものであったとしてもそう古い時期のものではないと言うことができる。

火薬を使用して岩石を破砕するようになったのは、文久3年(1863)に大島高任がはじめておこなってからのことである。このことから考えればこの隧道の建設された時期の上限は、文久3年をさかのぼるものではない。また明治17年（1884）の記録には用水の存在が明確にわかることから考えて、隧道の建設時期は幕末から明治のはじめごろまでの間と言えよう。

(3) きつねぼり

きつねぼりと呼ばれる、この種の隧道は流域変更の用水隧道であり、泉南地方に於いては数多く残されており、今日使用されている物もいくつかある。きつねぼりは明治時代又はそれ以前に特別の技術者が用水豊富な水系より用水不足がちの水系へ灌漑して円滑な需給調節を、はかるため掘削された物でその起源は相当古い時代に、

さかのぼる事が出来よう。きつねぼりはトンガ（五分サキ）を使って掘りぬくそうであるが、その技法は明らかでない。

第5章　遺　物

遺物としては、瓦、茶碗片、スリバチ片、ゲタ等２０点以上を数えるが、それらの、すべては、たび重なる近木川の増水によって、上流より運びこまれた土砂と共に埋没したものであり、遺物のすべては、最近まで使用されていたものである。

第6章　件番用水

(1)　近木川流域の灌漑用水

瀬戸内式気候区に属する和泉地方は、きわめて降雨量が少なく和泉山脈から大阪湾に向って海岸線に流れる多くの河川も河の幅が狭く、水量も乏しく、渇水期には水が枯れて水無し川となる。しかし農業用水を、これらの河川に求めなければならない。この地方では河川の上流部に井堰を石や木で設けて（現在では、ほとんどコンクリートとなっている）用水を水路によって引いて溜池に入れ、必要な時に引いて灌漑する方法を古くから今日に至るまでとっている。

貝塚市に於いては、葛城山系に源を発す近木川に井堰を設けて灌漑用水を求めている。近木川流域に設けられる井堰はその上流、秬谷川との合流点に位置する水間寺の上手に、木島本井堰、近木庄用水の小久保本井堰が、水間寺の裏側を流れる秬谷川には、予備井堰として木島用水の木島西井堰、近木庄用水の小久保西井堰が設けられている。これらの井堰は、行基菩薩に教えられて設けたと伝えられている。その下流の三ツ松には、麻生井堰、清児には件井堰、堤には沢井堰が設けられている。

木島用水（木島本井堰、木島西井堰）

水間、三ッ松、森、名越、清児の管理用水であり、その水路は上ケタと呼ばれる水路と木島井水路に分かれており、上ケタ水路は森ノ大池、集原池に至り、木島井水路は鳥池より大池、七ッ池に至る。

近木庄用水（小久保井堰、小久保西井堰）

旧南北近義村地域の管理用水であり、行基設置と伝えられる永寿池より河池、柳池、小都池、今池、三宅池に至る。

麻生郷用水（麻生井堰）

旧麻生郷村地域と石才の管理用水であり、その井水路は三ッ松、森、名越、清児、麻生中より新井池に至る。

件番用水（件井堰、新井堰）

畠中、加治、神前、脇ノ浜の管理用水であり、その井水路は清児、石才、畠中よりコモ池、今池に至り、６４町８反（現在は約３０町）の水田を養なう。

沢用水（沢井堰）

沢、浦田の管理用水であり、その井水路は堤、窪田より澱池に至る。

⑵　件番用水の成立と構成

件番用水の成立については詳でない。件番用水の名称は古老の語るところによると、根来寺支配の時に四ケ村の年貢米を九駄の馬で納めたところから起っていると伝えている。

件番用水の四ケ村は、畠中村、加治村、神前村、脇ノ浜村であり、この地は中世の高野山領として知られる近木庄の地域である。近木庄内は、上番、中番、馬郡番、神前番の四箇番に分かれていた。

この番の意味の起源は当番制から出ているものとされ、或いは水利

の交代制に基づく名称であるとも考えられている。畠中、要家所蔵の文書目録に記載される神前番之支配帳、件番支配帳には共に畠中村、加治村、神前村、脇ノ浜村が記載されており、神前の地名からも近木庄神前番を此の地にもとめる事が出来よう。しかし神前番と件番の名称の、かかわりあいについては詳でない。

(3) 用水施設と配分

件番用水には件番井堰と新井堰（大正末年に設置）の二つの井堰が設けられているが、近木川の下流、脇ノ浜に設けられる新井堰は現在使用されていない。今日使用されている件番井堰は大正初期にコンクリート造で新設されたもので、その後補修が加えられて今日に至っている。清児隧道遺跡は、このコンクリート造の井堰の完成によって廃止されたものであり、以前の井堰は現井堰の上流に設けられていた。件番水利組合共有文書の清児村への約定証（明治十七年六月十三日）によって井堰の附換が行なわれた事が知れる。清児隧道遺跡はこの時に設けられたものか或はそれ以前に於いて、すでに設置されており、この時には井堰の附換のみが行なわれたのかは明らかでない。件番井水路の分水地点は一ノ戸と呼ばれ井水路左側の水田に分水される。分水は分水板によって行なわれる。旱魃時に於いては、件番井堰、河池、永寿池の順によって取水が行なわれる。件番用水は、四ケ村の６４町８反の水田を養なうが現在では約３０町に減少し、用水の配分は平均的に行なわれている。この為、古い用水配合は詳でないが要家文書目録には大池之水一戸にて石才とわけ申事。慶長九年六月十八日、件番井水分水、明和四年八月、栄寿池分水件番、明和二年九月等が記載されており、江戸時代に於ける件番の用水配分を知る貴重な資料が残されている。

証

一、當番内養水之為メ従前ノ井関今般
大破ニ及ヒ候ニ付一同協議之上該村
領水間川筋上手、井関附換之儀
出願致シ度ニ付該願書へ戸長連印
之儀依頼ニ及ビ候處、右者従前當村
領内下手ニコレ有リ候井関附換ニ就テハ
字川原ニコレ有ル橋梁之上手ニ相成リ依テ
川筋自然ト相掘レ随ッテ橋梁破損
相増シ候趣ヲ以テ右修繕費手傳イ之
義御掛ケ合イ相成リ候ニ付當番内協議
之末右修繕費手傳トシテ毎年
米五斗ヅツ該村へ相納メ又橋梁大
破ニ及ビ候節ハ入費実費額ノ半分
出金致ス可ク約定相整イ候ニ付速力ニ御
承引下サレ候然ル上ハ右納米毎
年十二月十日限リ屹度御渡シ申ス可ク
萬一壱ケ年ニテモ相滞候□□大破ニ
及入用實費額ノ半方出金之際
異論申ス者コレ有リ候ハヾ印形之銘丶罷リ出デ
屹度埒明ケ申ス可ク候後日ノ為メ証書仍テ件ノ如シ
但シ該村字川原松林西南手ノ
大川ヨリ荷ヒ水又ハ石拾ヒ之儀ニ於ケル該村
人民ニ限リ相拾ヒ申ス可ク候尤モ使用ニ相限ル可ク
候売脚ノ為メ拾ヒ取リ候儀ハ決シテ
致シ間敷旨堅ク定約候事

明治十七年六月十三日

日根郡脇浜村戸長　武本久三郎　㊞
全郡　全村人民惣代　高間橘興茂　㊞
全郡　加治村戸長　山中泰人　㊞
全郡　全村人民惣代　稲葉栄太郎　㊞
全郡　神前村戸長　西田松寿郎　㊞
全郡　全村人民惣代　浦川新六郎　㊞
全郡　畠中村戸長　要源治郎　㊞
全郡　全村人民惣代　坂上庄興紋　㊞

南郡　清児村戸長
吉岡孫左衛門　殿

大池之水一戸にて石才とわけ申事

一　五拾五町　　神前番　石才共

但此水百三拾七分半　四反一分つゝ二して

右之内五分半　石才村ノ当

壱分半　とば村ノ当

二口七分也

一　三日三夜さり者戸木ふせ不申皆下へ

下り申候その替二又三日三夜さ

りのあひたは又七分石才とばへ

上申候合拾四分三日三夜さり

之間其後は七分つゝ石才

とば共ニあかり申候

一　五日目二一日一夜ハはん堂水二戸のふた

ぬき申はつ也

右覚也

慶長九年

六月十八日　　源太夫（花押）

(4)　件番用水の組織と費用

件番用水の組合運営は、畠中、加治、神前、脇ノ浜より選出される各一名の水利委員（年番と呼ばれる）によって行なわれており、水利委員の任期は２ケ年とされている。水利委員長である年番惣代は、一ケ年の廻り持によって行なわれている。水利委員の補佐役である水引は、畠中２名、加治２名、神前１名、脇ノ浜１名の６名が選出される池守は設けられておらず、井守（井堰の管理人）１名に礼金として年７斗５升の米が支払われている。用水経費の負担は、石高割（江戸時代の各村の石高によって賦課される方法）によって行なわれている。

⑤ 年　中　行　事

1月　初検分

年番惣代と水利委員及び随員4名にて行なわれる。

2月　ケタ掘

畠中7名、加治、神前8名、脇ノ浜4名の日役にて行なわれる。

6月　ケタ掘、溝掘、樋祝

溝掘は畠中15名、加治、神前16名、脇ノ浜7名の日役にて行なわれる。

樋祝は最初に池の樋を抜く時に行なわれる。以前は6月20日であったが現在は6月15日に、今年も用水が十分でありますようにと、おのおの樋に洗い米、酒、塩、魚を供えて行なわれる。

8月　ケタ掘、溝掘

9月　セキ板あげ

水引が行なう。

12月　くれ勘定

支配割とも呼ばれる。以前は盆勘定も行なわれていた。

参　考　文　献

1. 臨時貝塚市史編纂部編　　貝塚市史第一巻
2. 大越勝秋著　　「宮　座」
3. 貝塚市教育委員会編　　「要家文書目録」
4. 元興寺仏教民俗資料研究所　　「遺跡に関する分布調査報告書」

図　　版

図版第一　清児隧道遺跡位置図

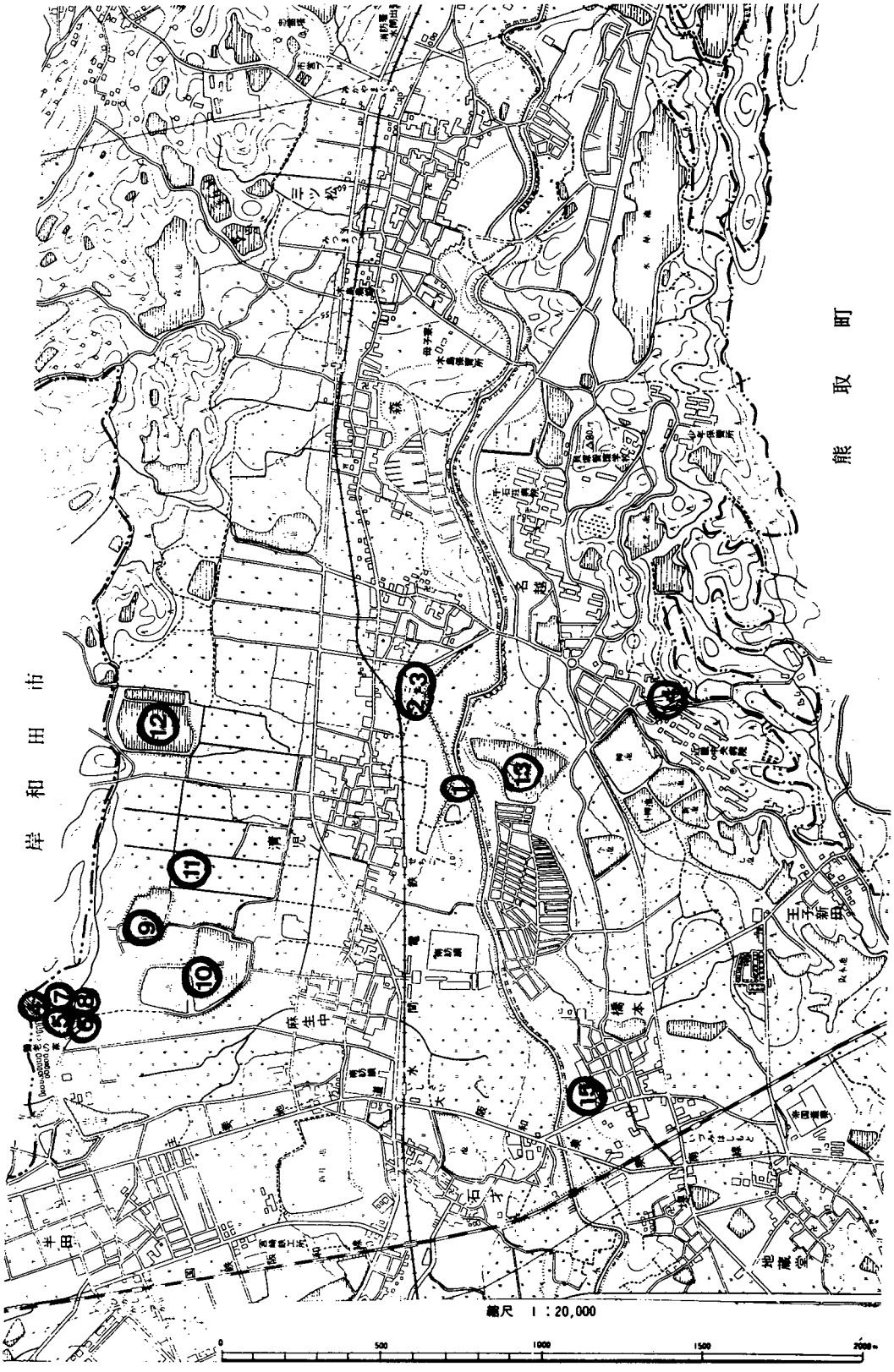

1 清児隧道遺跡　2 高井天神廃寺跡　3 高井域址　4 海岸寺山遺跡　5 海岸寺山古墳
6 海岸寺山古墓　7 海岸寺山須恵器カマ跡　8 海岸寺山南須恵器カマ跡　9 新池遺跡　10 大池、七池遺跡
11 清児遺跡　12 二ツ池遺跡　13 河池遺跡　14 千石堀域址　15 積善寺城址

図版第二　近木川流域の井堰・井水路分布図

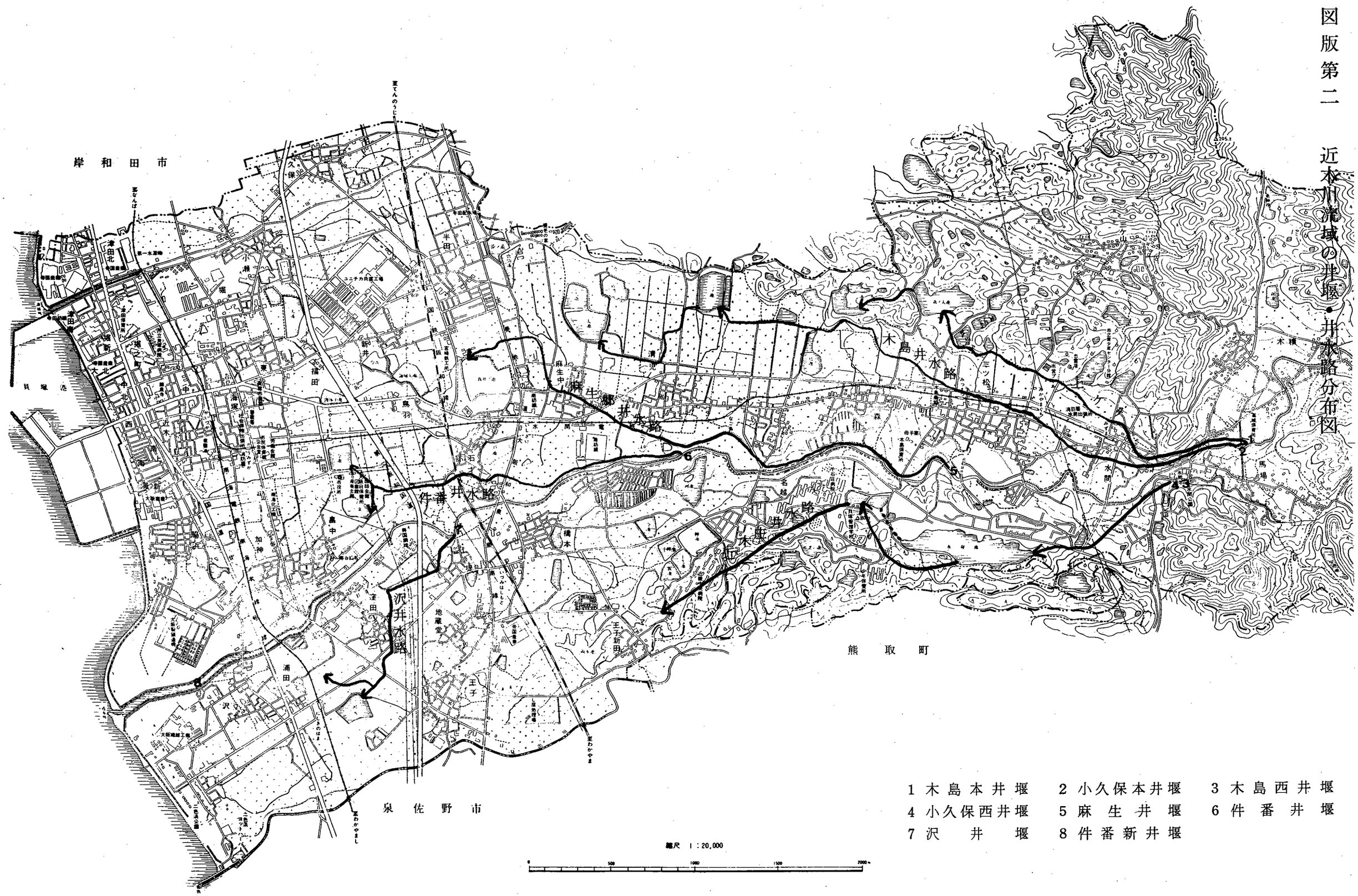

図版第三

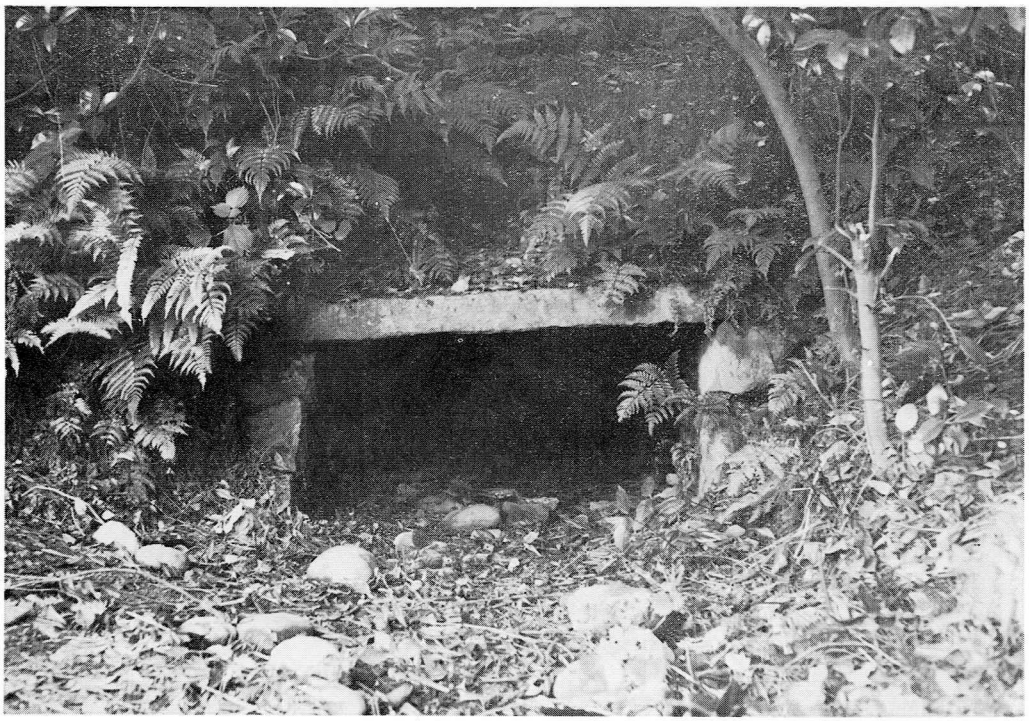

調査前の清児隧道遺跡

調査前の隧道内部

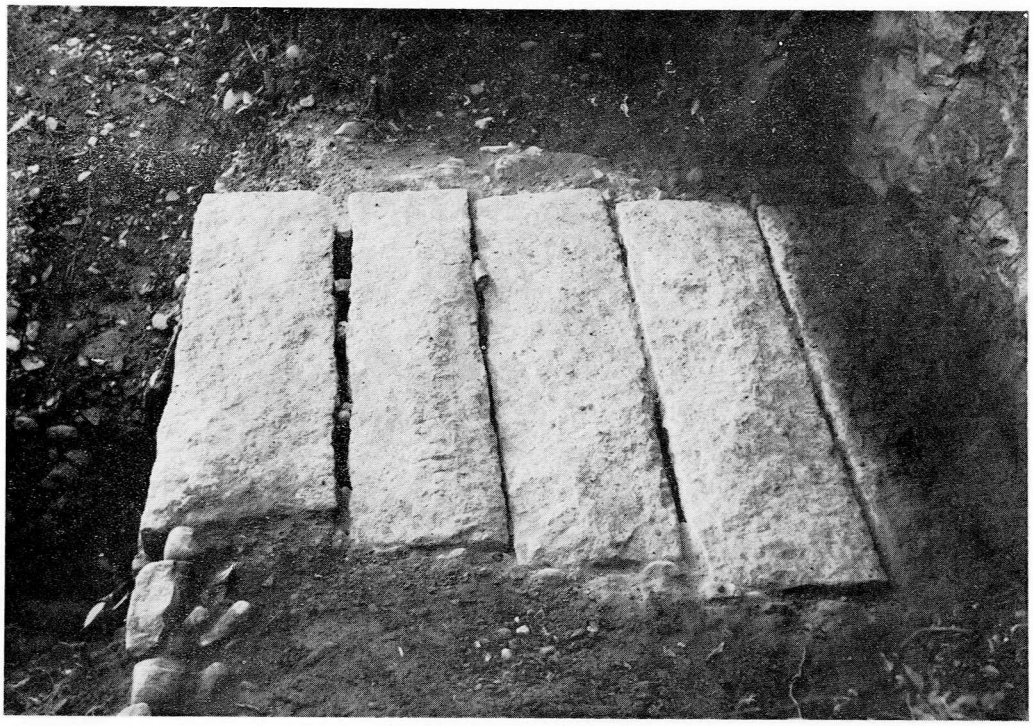

天井石上面

天井石上面左肩

図版第五

井　水　路

井水路左側壁

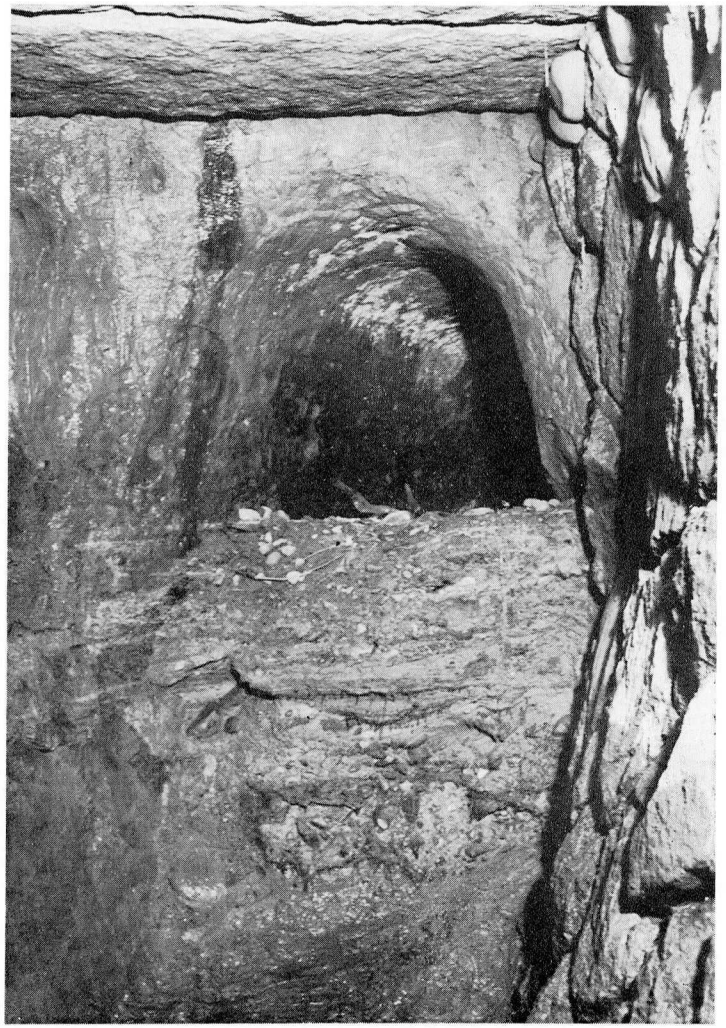

調査後のきつねぼり断面

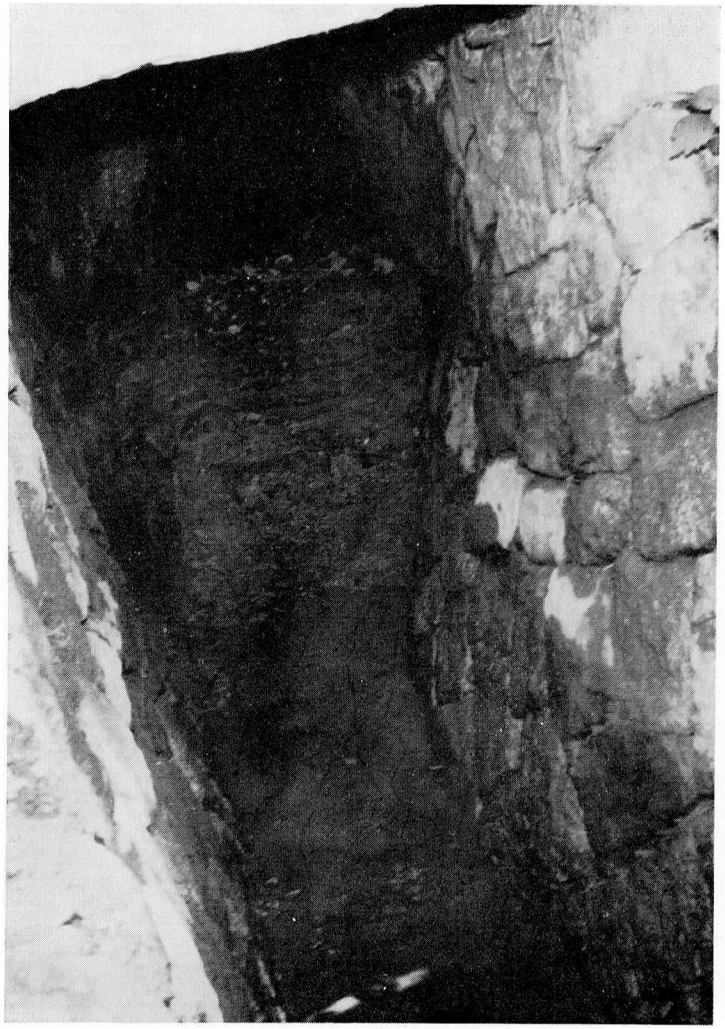

調査後の隧道内部

図版　第六

図版第七

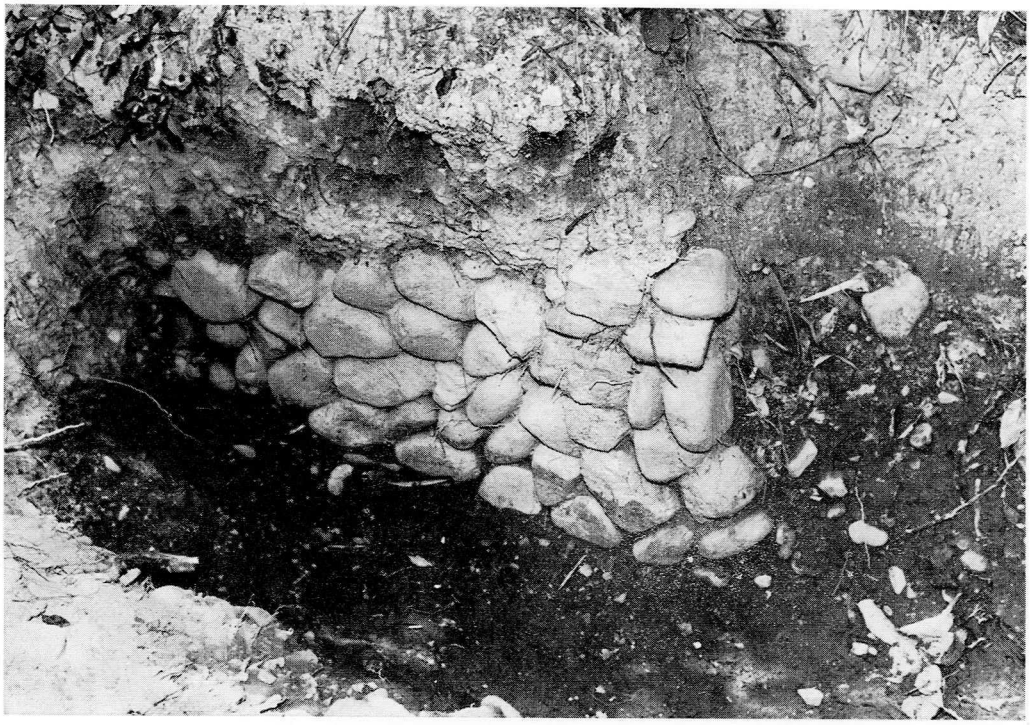

井水路出口左側壁

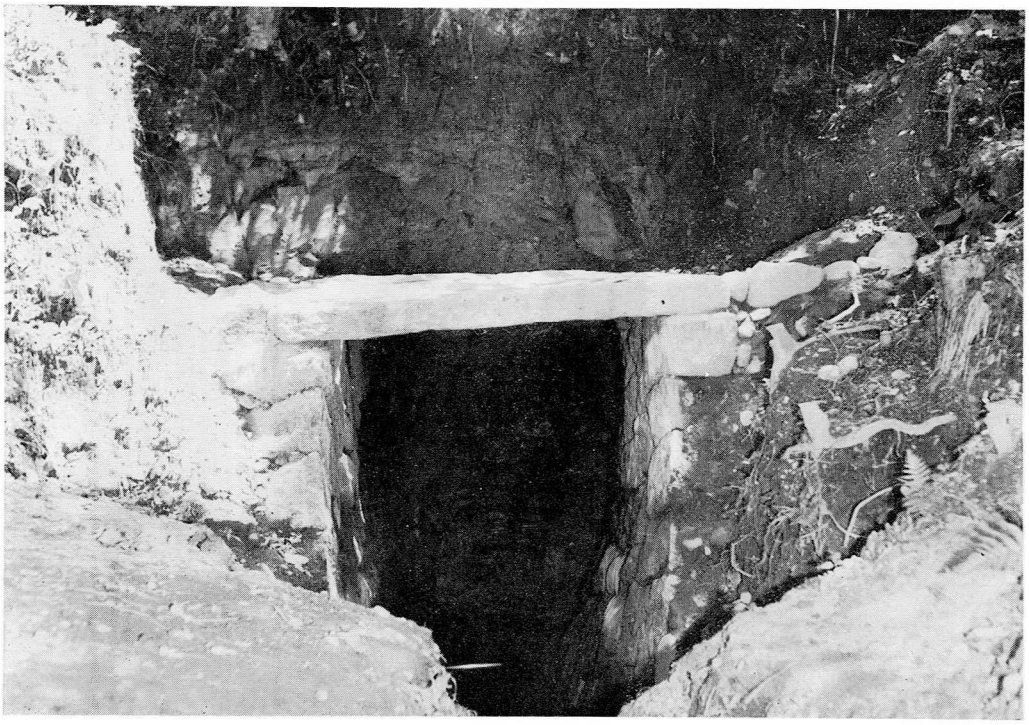

調査後の清児隧道遺跡

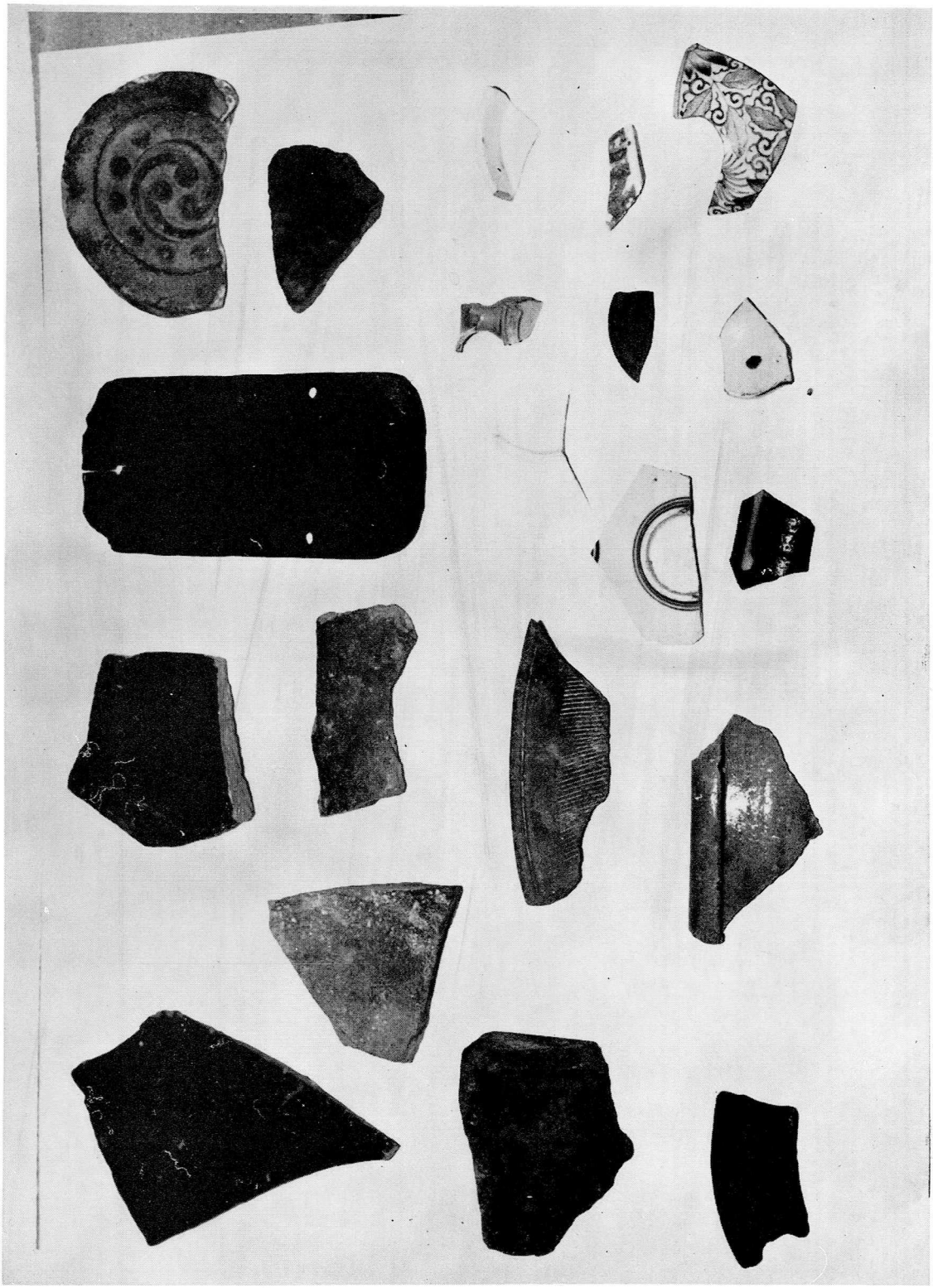

図版第八　遺物

図版第九

天井石上面平面図

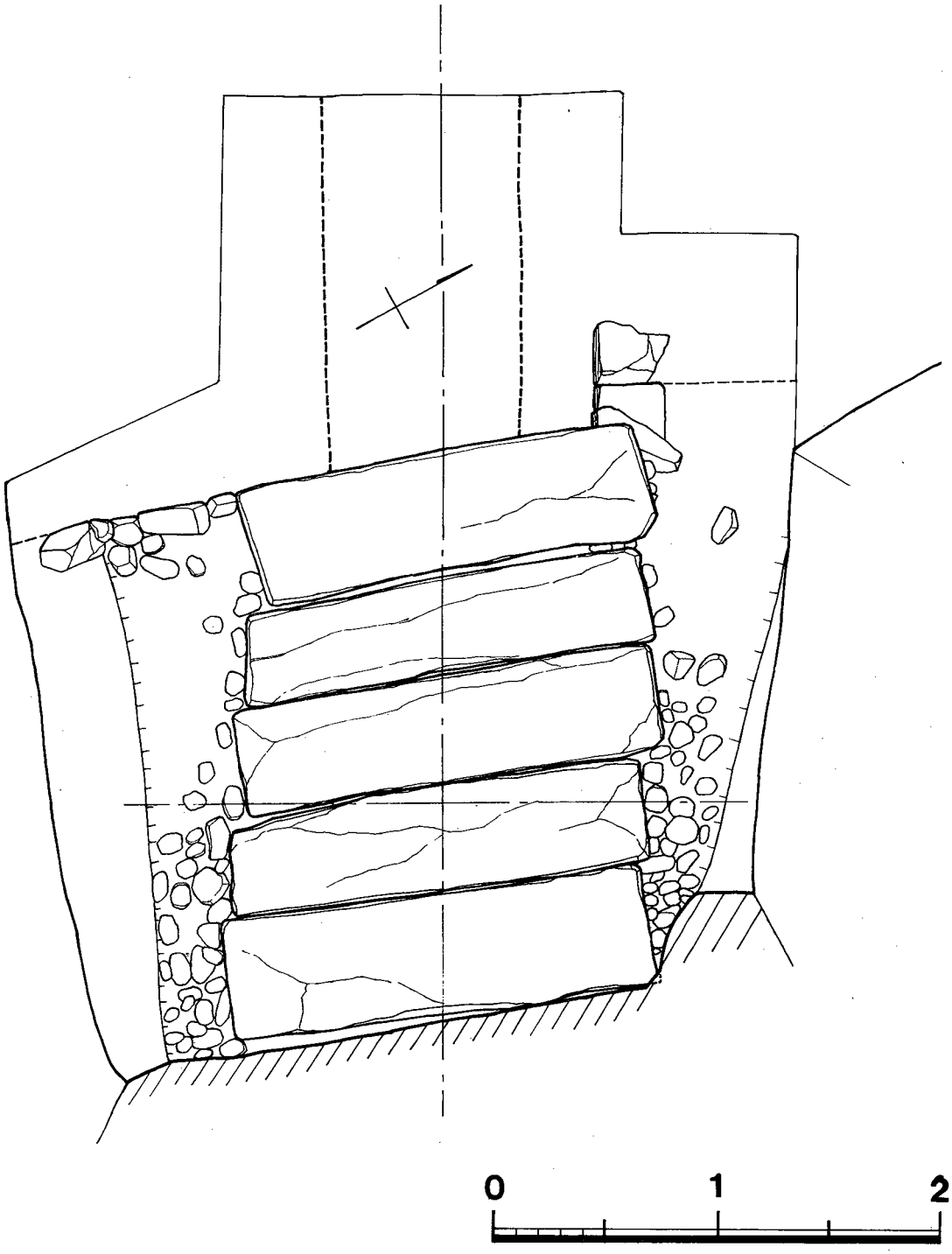

図版第十　側壁および断面図

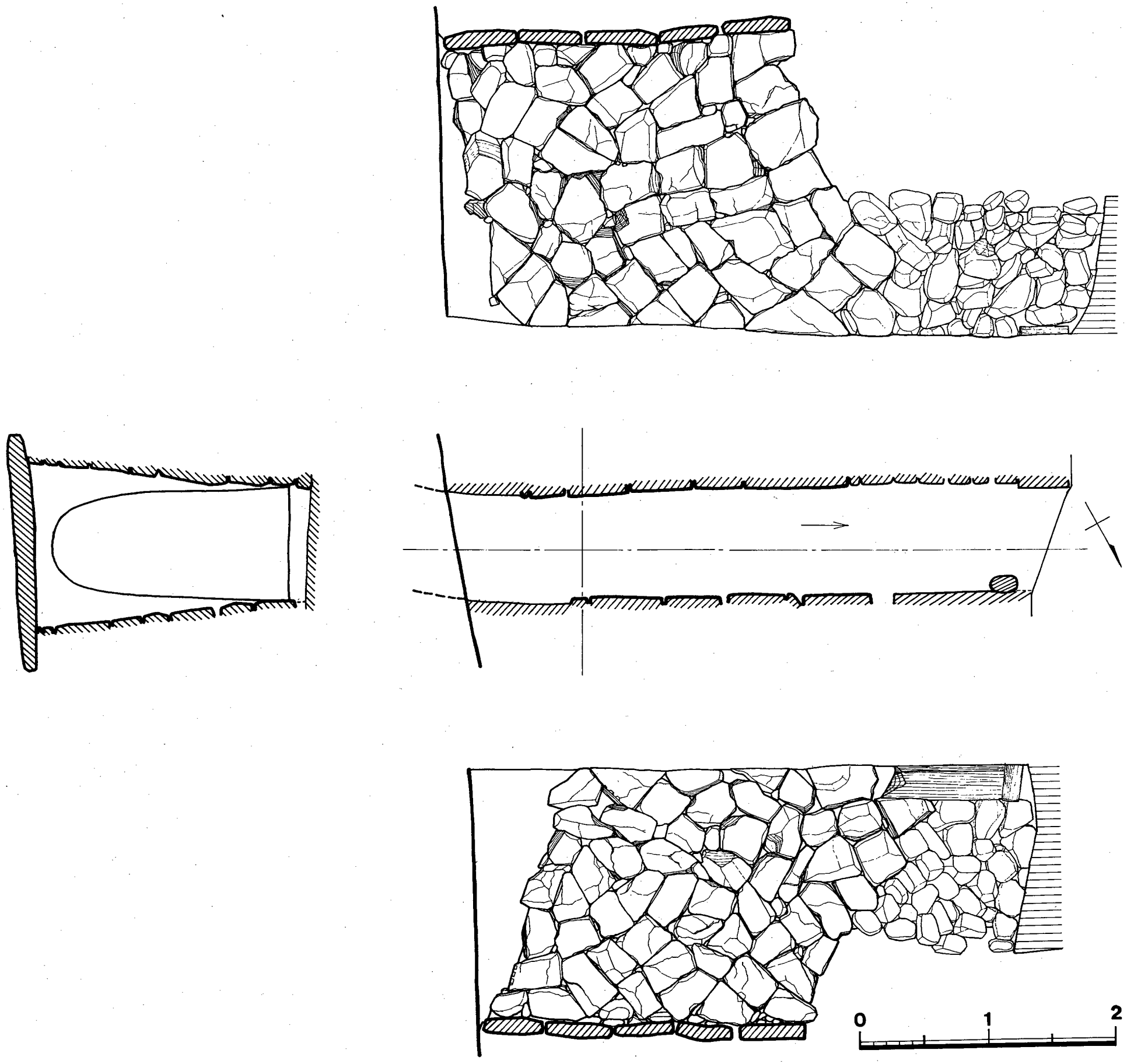

清児隧道遺跡発掘調査報告

発行者　清児隧道遺跡調査会
編集者　南　川　孝　司
発行日　昭和50年3月31日
印刷所　貝塚市南　青文社